

資本関係又は人的関係の取扱いについて（通知）

○資本関係又は人的関係の基準【別紙参照】に該当する場合の取扱い

1. 資本関係又は人的関係がある会社の参加は、その内一者のみ認めるものとし、二者以上の入札があった場合には、入札参加資格がない者の行なった入札として、資本関係又は人的関係がある会社の入札参加業者全ての入札を無効とします。
2. 入札執行の完了に至るまでに、基準（共同企業体及び組合員の取扱いを含む。）に該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とならないものとします。
3. 落札者決定後に落札者の確認書の記載内容に虚偽若しくは不正により資本関係又は人的関係がある会社が当該入札に参加していた（以下「虚偽記載等」という。）と、契約締結前に判明又は判断された場合、発注者は落札者の入札手続を無効とし、落札者決定を取り消すものとします。
4. 契約締結後に契約相手の虚偽記載等が判明した場合、工事（業務）着手前であれば、発注者は約款における定めのない事項についての協議の規定により原則として契約解除の協議を行うものとします。この場合において、発注者に責めがある場合を除き、契約解除に伴い生じる損害についての賠償は行いません。
また、工事（業務）着手後であれば、契約相手の入札時の不正行為の有無や工事（業務）進捗状況等を考慮したうえで発注者は当該契約を継続するか解除するかを適切に判断するものとします。
5. 資本関係又は人的関係がある会社の同一入札への参加を回避するために、資本関係又は人的関係がある会社が入札前に入札参加意思の確認を行うことは適正な入札の執行に支障を及ぼすおそれのある情報交換にあたらないものとします。
6. 資本関係又は人的関係がある会社が同一入札に入札書を提出した後から開札までの間、基準に該当する者の1者を残し、他の基準に該当する者の入札辞退を目的に当該資本関係又は人的関係がある会社が入札価格等（総合評価方式の場合は技術評価点に関する事項を含む。以下同じ。）を開示し合うことは適正な入札の執行に支障を及ぼすおそれのある情報交換にあたるものとします。

ただし、入札価格等の開示がない場合はこの限りでないものとします。

○基準該当の事実確認

外部から情報提供があった場合等疑義が生じた場合には、適切な資料を対象業者から提出させることにより、事実確認を行うものとします。

○指名停止等に関する取扱い

「資本関係・人的関係調書」等に虚偽記載等をし、若しくは重要な事実の記載を怠った場合には、資格の取消し、又は指名停止の措置を行うことがあります。

■資本関係又は人的関係の取扱いについて同一入札への参加を制限する基準

次のいずれかに該当する場合、同一入札への参加を制限する対応を行います。

(1) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社等（会社法（平成17年法律第86号）に規定する子会社等をいう。以下同じ。）又は子会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社又は会社更生法（平成14年法律第225号）第2条第7項に規定する更正会社等（以下「更生会社等」という。）である場合を除きます。

（ア）親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいいます。以下同じ。）と子会社等の関係にある場合

（イ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

会社法 第2条（抜粋）

三 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

三の二 子会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 子会社

ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

四 親会社 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

四の二 親会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 親会社

ロ 株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの

会社法施行規則 第2条第3項（抜粋）

3 二 会社等 会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体をいう。

会社法施行規則 第3条第2項（抜粋）

2 法第二条第四号に規定する法務省令で定めるものは、会社等が同号に規定する株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該会社等とする。

(2) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（ア）については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社等である場合を除きます。

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- 1 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- 2 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- 3 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- 4 組合の理事
- 5 その他業務を執行する者であって、1から4までに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

3. 共同企業体の取扱い

共同企業体の構成員と他の共同企業体の構成員との間に上記に掲げる関係があった場合、同一入札への参加することができません。ただし、基準に該当する者の全てが、共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除きます。

4. 組合と組合員の取扱い

中小企業等協同組合法第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「組合」といいます。）と当該組合の組合員に該当する場合、同一入札へ参加することができません。ただし、組合が入札に参加せず、複数の組合員が当該入札に参加する場合を除きます。なお、組合が当該入札へ参加する場合は、組合員名簿を提出してください。

【組合の定義】

- 事業協同組合
- 事業協同小組合
- 火災共済協同組合
- 信用協同組合
- 協同組合連合会
- 企業組合